

要介護認定・要支援認定等決定通知を受けた方へ

### 要介護認定の臨時的な取扱いについて

今回の要介護認定・要支援認定の結果については、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から面会が困難であったため、現在の要介護・要支援認定について、6か月の期間を延長しています。

ご不明な点があれば下記までお問合せください。

練馬区高齢施策担当部

介護保険課 介護認定第一係

03 - 5984 - 2867